

仰木の里学区自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、仰木の里学区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を、仰木の里市民センターに置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民が連帯協同して、火災、地震、風水害その他の災害による被害を未然に防止し、又は被害を軽減することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 火災予防その他の災害予防に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 防災活動に必要な資材、器具の整備等に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 災害発生時における情報の収集連絡、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等応急対策に関すること。
- (6) その他必要なこと。

(会 員)

第5条 本会は、仰木の里小学校及び仰木の里東小学校を通学区域とする自治会の区域にある世帯をもって構成する。

(会の構成)

第6条 本会は、本部、小学校校区を基礎とした仰木の里・仰木の里東ブロック及び自治会を基礎とした自主防災部（以下「防災部」という。）を置く。

- 2 防災部は、それぞれの自治会名を冠し、仰木の里学区自主防災会〇〇自主防災部と称するものとする。
- 3 災害時の要支援者支援のため、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会との協力体制を構築する。
- 4 平常時の住民の防災知識及び意識の高揚を図るため、また、災害時の応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災士との協力体制を構築する。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 事務局員 若干名

- (6) 要支援者担当役員 2 名
- (7) 会計 1 名
- (8) 会計監査 2 名
- (9) 仰木の里・仰木の里東ブロック役員
 - ①ブロック長 1 名
 - ②副ブロック長 1 名
 - ③ブロック事務局員若干名
 - ④情報連絡部長 1 名
 - ⑤情報連絡副部長 1 名
 - ⑥消火部長 1 名
 - ⑦消火副部長 1 名
 - ⑧救出救護部長 1 名
 - ⑨救出救護副部長 1 名
 - ⑩給食給水部長 1 名
 - ⑪給食給水副部長 1 名
- (10) 各防災部長
- (11) 各防災部防災士

2 役員任期は 1 年とする、ただし、再任をすることができる。

3 要支援者担当役員は、社会福祉協議会会長、民生・児童委員協議会会長をもってあてる。

(防災部の役員)

第 8 条 第 6 条第 2 項の防災部組織に、部長、副部長、情報連絡班長、消火班長、救出救護班長、避難誘導班長、給食給水班長、要支援者担当班長及びその他の役員を置く。

2 要支援者担当班長は、福祉委員、民生・児童委員をもってあてる。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長 会長の命を受け、会務を処理する。
- (4) 事務局次長 事務局長を補佐する。
- (5) 事務局員 事務局長を補佐し、記録、広報を担当する。
- (6) 要支援者担当役員 災害時要支援者支援活動を補佐する。
- (7) 会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (8) 会計監査 会の会計監査を行う。
- (9) ブロック長 当該ブロックを代表し、ブロック組織を統括する。
- (10) 副ブロック長 ブロック長を補佐し、ブロック長に事故あるときは、

その職務を代行する。

- (11) ブロック事務局員 ブロック長の命を受け、会務を処理する。
- (12) 情報連絡部長 当該ブロック内の被害状況の収集及び情報連絡活動を指揮統括する。
- (13) 情報連絡副部長 情報連絡部長を補佐する。
- (14) 消火部長 当該ブロック内の消火活動を指揮統括する。
- (15) 消火副部長 消火部長を補佐する。
- (16) 救出救護部長 当該ブロック内の救出救護活動を指揮統括する。
- (17) 救出救護副部長 救出救護部長を補佐する。
- (18) 給食給水部長 当該ブロック内の給食給水活動を指揮統括する。
- (19) 給食給水副部長 給食給水部長を補佐する。
- (20) 防災部長 防災部を代表し、当該防災部を統括する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学区内に居住する有識者をもってあてる。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(会議)

第11条 本会に、役員会議、本部会議、幹部会議を置くものとし、必要により防災部班長を含めた会議等を設けることができる。

- 2 役員会議は、第7条の役員をもって構成する。
- 3 本部会議は、第7条の(1)会長・(2)副会長・(3)事務局長・(4)事務局次長・(5)事務局員・(6)要支援者担当役員・(7)会計・(9)ブロック役員で構成する。
- 4 幹部会議は、第7条の(1)会長・(2)副会長・(3)事務局長・(4)事務局次長・(9)の①ブロック長・(9)の②副ブロック長で構成する。
- 5 役員会議は、年度当初開催し、会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は構成員の2分の1以上の要請があったときに臨時に開催することができる。
- 6 会長は、具体的な活動計画を審議するため本部会議・幹部会議を開催する。
- 7 会長は、各会議の課題に応じ防災関係機関及び学識経験者の出席を求め参考意見を聴く事が出来る。

(役員会議の議決事項等)

第12条 役員会議は、構成員の2分の1以上をもって成立し、議決は過半数の賛成によるものとする。

- 2 役員会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) 事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。

(5) 役員および顧問の承認に関すること。

(6) その他重要事項に関すること。

(個人情報保護の取り扱い)

第13条 本会が自主防災活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第15条 本会の運営に要する経費は、会費及び助成金その他の収入をもってこれに充てる。

附 則

この規約は、平成13年11月1日から実施する。

この規約は、平成16年5月24日一部改正。

この規約は、平成18年5月31日一部改正。

この規約は、平成22年4月25日一部改正。

この規約は、平成24年4月22日一部改正。

この規約は、平成26年4月27日一部改正。

この規約は、平成27年4月26日一部改正。

この規約は、平成28年4月24日一部改正。

この規約は、平成29年4月23日一部改正。

この規約は、令和3年4月18日一部改正。

この規約は、令和4年4月17日一部改正。